

天正本『太平記』の巻頭記事

— 卷二・卷五をめぐって —

一、序

『太平記』諸本群の中における天正本の類（天正本・義輝本・野尻本・西本願寺本⁽¹⁾）の特異性を支える異文の様相をごく大雑把に捉えれば、次の三つに大別できよう。

(A) 歴史記録などに関する叙述。

(B) 合戦記事に関する叙述。

(C) いわゆる抒情性の問題に係る叙述。

このうち、(C)の抒情性に係る部分の異文は、他本（古態本）と素材を同じくしながら、他本の本文の一文一文に手を加えて——特に文末表現など——新たな本文を形成することが多く、他本にない話を一括して取り込むことは少ない。抒情性に係る部分は素材もさることながら文章表現の問題に係るからだ。これに対し、(A)・(B)に関する異文は他本にない記事を一括して取り入れる場合が多い。言わば素材の問題になる。

天正本の異文の存在箇所は様々だが、(A)の歴史叙述に関する異文は巻の冒頭での存在が目立つ。天正本本文形成過程の具体相の究明は

*長坂成行

『太平記』諸本研究の重要な課題の一つであるが、ごく常識的に考えて、既に在る古態本文に手を加え新たなテキストを作成する場合、巻頭・巻末というのは増補改訂し易い箇所と言えよう。更に冒頭の記事は、その巻の構想をかなりの程度支配するもので、重要性は見逃せない。天正本の異文を典拠あるいは成立の面から扱うとともに、改訂によって構想にいかなる変化をもたらしたかという問題は検討の余地がある。小稿では天正本の類が持つ巻頭の異文のうち記事量の多い巻二と巻五——歴史記録に係る叙述が殆んどである——に焦点をあて、特に構想上の意味について考察したい。

二、巻二冒頭について

1

巻二は正中の乱から数年後、元弘の乱の発端を描く。玄玖本⁽³⁾が「南北嶺行幸之事討講堂供養之事」で始めるのに対し、天正本は「石清水并南都北嶺行幸事」で始まる。記事内容を略記する。

記 事	諸本の状況
※ (1) 正中元年(一三二四)三月二十三日、後醍醐天皇、石清水へ行幸。	天正本のみあり。
※ (2) 同年四月十七日、賀茂社へ行幸。	天正本のみあり。
※ (3) 同年六月二十五日、後宇多院崩御。	天正本のみあり。
(4) 元徳二年(一三三〇)三月八日、後醍醐、東大・興福兩寺へ行幸。	玄玖本にあり。 天正本・毛利家本・米沢本には異文有。
(5) 同年三月二十七日、比叡山へ行幸、大講堂供養あり。	玄玖本にあり。 天正本・毛利家本・米沢本には異文有。
※ (6) 同年三月二十七日、法勝寺大乗会へ行幸。	天正本のみあり。
(7) 正中元年(一三二六)、北条高時、病により出家す。	天正本・毛利家本にあり。

右に示したように、※印の(1)~(3)・(6)の記事は天正本のみにある。
(4)・(5)は玄玖本にもみえる記事だが、天正本・毛利家本・米沢本は異文を持つ。

2

天正本の(1)・(2)が『増鏡』「秋のみ山」に基づく増補であるという指摘は、ほぼ動くまい。いま藏人頭藤房・別當資朝についての叙述の比較を示す。

増 鏡 天 正 本

(1) 頭亮藤房、樺櫻の下裳・蘇芳の浮織物の衣、……
藏人ノ頭藤房ハ櫻ノ下裳ニ主黄ノ衣ヲ被レ着

(6) 別當資朝卿ハ走下部八人ニ金銀ヲ展テ節纏ヲ裁テ鶴ノ丸ヲ黄ニ打テ被レ着タリ。
(7) 別當左兵衛督資朝、はしり下部とかやいふ物八人に、地はみな白かねを延べたるにやと見ゆるに、鶴の丸を黄にみがきたる、好もしうきよげ也。
(日本古典文学大系 87頁) (70頁)

見るように両者の行装は殆んど『増鏡』に一致する。この際、『増鏡』は供奉の公卿を高位の順に配するが、天正本は藤房・資朝・左大将経忠の順にならべる。また引用は省くが天正本は『増鏡』に見える関白房実・右大将実衡・中納言顕実・中納言経定・宰相中将公泰等については装束を記さず、人名を挙げるにとどまる。言うまでもなく藤房・資朝は『太平記』の重要な登場人物で、このあたりに『増鏡』に拠りつつも、その素材を『太平記』中に消化している天正本の態度を見ることが出来る。それは和文脈の『増鏡』との文体の相違の上からも指摘できよう。

さて天正本は(1)と(3)の記事を何故ここに置いたのか。これらの記事は正中元年(一三二四)のこととて、この年九月には土岐・多治見が六波羅に討たれた正中の乱が生起する。天正本の編年体的意識に基づく改訂は不徹底なものであるという指摘があるが、これもその一例となろう。即ち、編年体的に配するならば(1)と(3)の記事は巻一「土岐多治見事」の前に位置すべきである。それを怠った不自然さは、例えば巻一末尾で佐渡配流の身となったはずの日野資朝が、前掲(6)に見るように石清水行幸の供奉人として顔を出すことに露呈する。年時の明記によって正中の乱以前の記事と判るものの、普通に読み進んで行く際、目付表記に強く意識的であるわけではなく、流罪人が供奉しているのかと錯覚する不自然さは否めない。

しかし編年性にこだわり卷一の中程に置くならば、また別な違和感が生じよう。卷一は後醍醐の第一次倒幕行動とその露頭の結果としての正中の乱について叙しており、そこへさして倒幕に係る目的が在るとも思われぬこの華麗な行幸記事を挟むことは、全く異質の要素を持ち込むことになる。

玄玖本等古態本の卷二が南都北嶺行幸から始まっているため、天正本は同じ行幸関係の記事をここに集めたのだろう。記録に徴するに、石清水・賀茂両社への行事は、伏見天皇の正応三年（一二九〇）十二月以来なく、この正中元年の両社行幸は後醍醐即位後をはじめの盛儀としての重要な意味を持つ。天正本は後醍醐聖代の盛儀を「由々敷天下ノ壯觀也」とたたえると共に彼の意欲的態度の表出としての意味を持たせている。(3)の後宇多崩御記事は歴史的事実の補訂であるが、このことが後醍醐をしてより積極的に行動せしめる一契機となったではあろう。

3

(4)の南都行幸においても天正本は玄玖本に比するにかなりの異文を持つ（但し、米沢本も天正本に近似）。玄玖本は

元徳二年二月四日別當万里小路ノ中納言藤房卿ヲ召テ、來月八日東大興福兩寺ノ行幸有ベシトテ、仰出サレケレバ、即古ヲ尋例ヲ勤テ供奉ノ行粧路次ノ行烈ヲ定ラル
(一)93頁

と万里小路藤房への下命という形をとるが、天正本は

猿程ニ元徳二年三月八日東大興福兩寺ニ行幸アリ、供奉公卿ニハ……
(一)72頁

と記録体的に記し、以下供奉の人名を列挙する。米沢本は藤房への下命のあと「已其日ニ成シカバ公卿ニハ……」と接続し以下人名列挙が

あり、玄玖本と天正本の混合形態の本文を持つ。更に米沢本は参考本が「毛利家本・天正本ニ云」として引く

堂上ノ伶倫舞人拜殿ニ列席ス、清暑堂ノ神宴ヲ移シ、御神楽ヲ奏セシカバ……
(参考本29頁下)

という神楽奉納の記事を持つ。天正本・米沢本の持つ供奉の公卿・殿上人の列挙は何か記録に拠るものか。公卿十三人の官職は『公卿補任』元徳二年の条ですべて確認でき、史実との齟齬はない。

(5)の比叡山行幸について。天正本の異文は毛利家本に一致し、米沢本とはほぼ同じである。玄玖本との大きな相違は大講堂供養に供奉した人名を列挙すること、太鼓役の津守国夏が刻限に遅れたため沓を脱いで投打にして拍子をとる、その帰り宿坊の柱に「山ノハノ梢ヲミコス……」という和歌を書きつけたという記事を持つことの二点である。供奉の人名は『元徳二年三月日吉社並叡山行幸記』に比するに数名を確認できるものの、『行幸記』と天正本との直接関係は想定し難い。また国夏が太鼓の役を勤めたことも『行幸記』で確かめ得るが、右に見たようなエピソードはない。あるいは天正本編者の創作やもしれぬが、話柄自体が読者の興味を誘いそうならした異常な行動を捉えて書きとめるのは天正本の特徴の一つである。

4

(6)は(5)と同じ日付を持つ。しかし法勝寺大乘会への行幸がこの時あったという形跡はない。『統史愚抄』元徳二年三月廿九日の条に引く『良季記』・『園太曆』康永四年七月十九日追記によれば後醍醐の還御は三月二十九日のようで、『行幸記』にもこれを裏付ける記述がある。記録によれば後醍醐の法勝寺大乘会への行幸は前年の元徳元年十月二十六日、前々年の嘉暦三年十月二十七日、更に嘉暦二年十月二十

六日にみえる。(6)の後に天正本も玄玖本等と同じく南都北嶺行幸が「東夷ヲ征伐セラレン其為ノ御謀」という軍略上の目的に基づくものであったと記すが、法勝寺行幸についてはその意図の説明はなく、いささか唐突にここに在ることは後の増補と看做さざるを得ない。恐らくは行幸関係記事集成の意図で年時を変えてここに配したものでらう。

と、こう考えても、単に同類記事集成というためだけで、僅か二行余の法勝寺行幸記事を、しかも史実に忠実であることが多いとされる天正本が、年時を偽ってまで記すかどうかは疑問が残る。神田本に四月二十七日法勝寺行幸とあるのを原態と考える荒木良雄氏の論は、神田本の当該部分は天正本系本文からの切継補入であると認定した長谷川端氏の所論の前に破綻したが、しかしこの行幸記事の持つ意味を法勝寺の恵珍上人に連接させる荒木氏の考えは現在も有効かもしれない、とだけは述べておこう。

5

天正本は更に次の章段「東使上洛円観文観等召捕事」のはじめに(7)北条高時出家の記事を持つ。高時出家を「正中三年三月上旬」とする年は史実に符合する。年代的には南都北嶺行幸から四年溯る記事——編年順ならば(3)と(4)の間に入る——であるが、高時および舍弟泰家に就いて出家人が続出した様を、

依レ之而家ノ々僕被官人悉ク出家セシカバ、十五已上ノ若入道鎌倉中ニ充滿シテ浅増カリシ事共也、角テハ天下モ如何ガハト人皆是ヲ表示ニ申合ヘリシニ、「事ノ易レ漏招レ禍ヲ媒チナレバ、大塔宮ノ御行跡禁裏ニ調伏ノ法被レ行事共一々ニ闕東ヘ聞テケレバ」、相模入道大ニ忿テ(一)88頁

と傍線部にみるように批判的に捉え、世の乱れの布石とする。卷二は

この後、後醍醐の謀反計画露頭、円観・文観らの逮捕と続き、南都北嶺行幸の深意——大塔宮の行動——高時出家——陰謀露頭という文脈の理解に無理はない。天正本の高時出家記事は史実の補訂もさることながら、構想上の意味は傍線部にある。右の文脈理解が正しいならば、高時出家は南都北嶺行幸につづく一連の事件としての位置を持ち、「正中三年」という年号にさして重みはない。

換言すれば「正中三年」という年時はたまたま史実がそうであったから記したままで、この文脈において構想上重きをなすのは高時出家にともなう追従者の統出によって鎌倉中に不穏な空気が満ちたという点にある。(7)の高時出家記事は、あくまで(4)~(6)の事象と極めて近接する時点で生じた事件のような書きぶりを示す。年時表記が史実に合致するからと言って、その事象・事件の持つ意味までもが史実に忠実なものとは限らない。

なお毛利家本は前掲の傍線部で「南都北嶺行幸事」の章段をしめくくり、「東使上洛圓観文観等召捕事」は点線部から始まる。そして「」の中を玄玖本等と同じく、天台座主としては異例の武芸に秀でた大塔宮の様を記した直後に置く。しかし「」の詞章は玄玖本等他本のように「相模入道大ニ忿テ……」(点線部)と直結してこそ有効なのであり、毛利家本の不手際と言うべきだろう。

6

長々と巻二冒頭に係って来たものの、天正本がこれら異文をいかなる意図をもって配したのか、明解な結論に至りそうもない。が、ごく大まかに、

- ① 古態本に漏れた歴史的事実の補充。
- ② 同類記事の集成。

③構想上の意義を持たせるため。

の三点にまとめ得よう。しかしながら、いずれの面においてもそれが徹底しているわけではなく不十分なものに終わっているようだ。天正本の異文が①の理由によるとしても、例えば⑥法勝寺行幸には年時の虚構があるし、何よりも三年連続の同寺への行幸を記さない。天皇の寺社行幸記事は②の性格を持つものの、その構想上の意味する所については十分に読み取れない。

玄玖本など古態本が本来持った構想——南都北嶺行幸を元弘の乱の発端に結びつける——との合致に努力してはいるが、天正本の改訂は今一步不十分であった。既に在る本文の規制力から脱するためには、巻頭は確かに増補し易い。しかしその安易さが、却って多くの記事を取り込み過ぎる結果を生み、いささかまとまりの悪さを招いたのだから。

三、巻五冒頭について

1

天正本の巻五冒頭は「光厳院御即位事」に続いて「正慶大嘗会事」(但し、この章段名は目録に見えるものの、本文中には章立てしない)なる記事を持つ。天正本で約十二丁半の膨大な量を占める。⁽¹⁸⁾以下、梗概を略記する。

※(1)元弘二(一二三三)年三月二十六日、光厳天皇即位。

(2)同四月十二日、賀茂祭。両院同車にて行幸。

(3)大乘院僧正覚尊、祖父藤原忠教を祭見物に誘うも断られる。

(4)同二十七日、徳政の沙汰あり。

(5)同二十八日、正慶と改元。改元評定の様。

(6)同十月に御禊・大嘗会を予定。大臣以下の昇進あり。

(7)三条坊門大納言通頭、十月二十二日に内官着任の拜賀あり。

※(8)同二十五日、御禊。

(9)十一月十一日から五節始まる。

※(10)同十三日、大嘗会。

(11)阿度浴殿の儀に違乱あり。

(12)戦乱のため主基方の神殿に黒木を使用できず。

(13)清暑堂の御神楽に琵琶を担当する前右府藤原兼季、関東の承認を待たずに太政大臣に任ず。

(14)神宴の際、官司の南庭にて殺害あり。

(15)左大臣辞職に伴ない後任希望者多し。

(16)所労中の藤原忠教、孫の右大將道教を左大臣に推し、上表文を奉る。

(17)任大臣の可否を関東へ問い合わすうちに忠教重態となる。

(18)十二月六日、忠教薨す。葬あり。

(19)孫の道教、著服を許されず。

(20)撰録の貴種が祖父の喪に遭った際の著服の儀の先例。今回の処置に対する

有職の人々の非難。

※(21)同年六月、梶井二品親王、天台座主に任ず。

※(22)御室二品親王法守、仁和寺門跡に転ず。

玄玖本は以上のうち※を付した(1)・(8)・(14)・(21)・(22)について、即ち光厳天皇即位とそれに伴なう御禊・大嘗会、更には持明院統皇族の天台座主への着任などを約二七〇字で簡記する。一方、天正本は賀茂祭・改元・大嘗会などを多量のエピソードを挟みつつ詳述する。また注目したいのは藤原氏の九条家に係る記事で、(3)・(10)・(20)の多きを数える。

2

まず(3)について、賀茂祭の際、大乘院僧正覚尊が棧敷を構えて祖父

忠教を祭見物に誘つたところ、忠教はこう答えた。

兵革已ニ静謐スト云ドモ世未上落居²⁰、其ノ上先帝遠國御遷居ノ事、重事是也、縦御身ニ限スト云ドモ、王土ニ孕レ國恩受ル身、争カ礼ヲ忘レ義ヲ可レ不レ存、一朝改ル事、偏ニ是國家衰微、本所滅亡之濫觴トコソ存スレ、彼ニ付ケ是ニ付ケ、愁歎無極、於茲悲涙未乾、如此ノ見物、今程ノ愚老ガ所存ニ於テ不レ思依、御辺ゴトキ法師ナドコソ、不義モ中々沙汰ノ外ナレバ、

(影印本(一)309頁相当)

「一朝改ル事、偏ニ是國家衰微、本所滅亡之濫觴」であると認識する忠教は、「世上未上落居」、しかも後醍醐天皇配流という異常事態をも省みず、賀茂の祭祀にうつつを抜かず世相を強く批判する。この批判の矢面は、とりも直さず、異常時にもかかわらず祭祀を挙行した当事者たる持明院統の光厳王朝体制にも向く。

こうした時勢批判は天正本の所々に見える。

(5)の正慶改元評定の後を引く。

居昇平之世、不知有災乱之禍、處序序ノ下、不知有政行之忌、ト云エバ、此彼ニ軍ハ有ドモ、朝廷サマデノサハギモナシ、同キ十月ニ御禊大嘗會可有トテ、天下ヒシメキ合リ、随テ大臣已下納言宰相ミナ昇進アテ、花ヤカナル世間ナリ

(影印本(一)302頁相当)

四月の正慶改元から十月の御禊までの間、世情がどうであったかといえは、五月には平宰相成輔の処刑、花山院師賢・万里小路藤房・季房兄弟の配流(巻四)、六月には日野俊基・資朝(巻二)、更に源具行の処刑(巻四)が行なわれた。一方、大塔宮は令旨を熊野へ伝えたり、また彼の京潜伏の風聞も生じた(『花園宸記』)。まさに「此彼ニ軍ハ有」という状態で、来たるべき戦乱の兆しがほの見えていた。そうした現状に目が向かない光厳王朝体制の不備を、天正本は「朝廷サマデノサハギモナシ」と決めつける。とすると点線部の「天下ヒシメキ合

リ」・「花ヤカナル世間ナリ」なども文辞の上では言祝ぐものの、その実極めて皮肉のこもった批判精神の表出ではなからうか、という気がして来る。こう解する所以は(10)の大嘗会の記事に

同十三日大嘗會行ル、此二三年ガ間官兵已ニ上下シ、民家農業ヲ忘タリ、去ル程ニ今此大儀如何ト歎合シカドモ、サテ有ベキニ非ストテ、取行レケルトカヤ

(影印本(一)303頁相当)

とみえ、大嘗会挙行を決して積極的には認めない姿勢が窺えるからだ。戦乱打ち続き人民困窮の折、盛儀を催すのはいかがか、というこの発想は『太平記』には少なくない。

3

その大嘗会の儀式に際しては様々な違乱が生じたという。

(11)其ノ還御ノ後又御行水アリ、両度浴殿ノ儀、二具ノ御湯帷ヲ侍中ニ被下例也、而ヲ一具ヲ以テ勤仕ス、貞觀以來ノ例、更ニ先難ヲ不聞トソ申シ、不忠議事トソ申シヌ

(影印本(一)303頁相当)

(12)是ヲ先例トシテ、代々ノ大嘗會ニ黒木ヲ以テ被造之(悠紀王基の神殿——引用者注)、此ノ材木ヲバ和東山ニテ取ル事ナルヲ、近比動乱ニ依テ彼山ノ往來不輒ニ依テ、主基方ノ神殿ハ如シ形黒木也、悠紀方ハ期日近々ノ間樹如ニ依テ、堀川ノ材木ニテ造ケル、凡大儀之經營、下行之實無ニ依テ、不佳之事多リシカバ、節會ハ聖代之汎化ナレバ、何ニモ目出クサタ有ベキニ、淺猿事哉ト人皆申合也

(影印本(一)304頁相当)

(14)此神宴ニ又珍事有リ、宮司ノ南庭ニシテ御輿預リガ嫡子被殺害ケリ、懸嚴重ノ節會神事ニハ、淺猿カリシ事ドモ也

(影印本(一)306頁相当)

傍線部にみるように節会の不祥事を「不忠議事」・「浅猿事」と難ずる姿勢が目立つ。大嘗会は一世一代の慶賀すべき重大な儀式で、その際違乱が打続いたことは、そのまま新天皇の前途をも危ぶむことになる。

以上みて来た時勢批判・大嘗会での不祥事などは、結局の所、光厳王朝体制の前途の翳りを予告するものと言える。玄玖本にはこうした叙述は全くない。

4

天正本の記述で今一つ目につくのは、当時の持明院統の朝廷が関東(北条氏)の思わくを非常に気にしていたと思われる点である。(13)・(17)はそれを示す。(17)の一節を引けば

(忠教が孫の道教の昇進を願ったことについて)而ドモ是又天子御自尊之聖化ニ難レ反トテ、関東へ仰合ラル、其ノ返事又違タノ間、禪閣老病事急也、

(影印本(一)367頁相当)

とあり、光厳体制が北条氏の傀儡に過ぎなかったことを伝える。そして(13)の兼季の太政大臣への無承認着任の件で関東は立腹し、ために「近日押へテハ何事モ御計ニ及ガタシ」という状態であった。また(17)の人事についても玄玖本は

是ハ後伏見院ノ御子、今上皇帝ノ御連枝ナリ

(一)280頁

とあるのみだが、天正本はこの後に

何モ関東ノ計トシテ、如此ノ申サタシケルトカヤ (影印本(一)371頁相当)

と続け、その事情を説明する。こうして天正本は持明院体制の背後に北条氏の力が大きく作用していたことを顯にする。

5

ここで玄玖本など他本の巻五の構想に触れる。天正本の類以外の諸本は記事の有無に係る異同は殆んど無い。

まず光厳即位とそれに伴う持明院統の栄華を述べた後、後醍醐の旧臣万里小路宣房が持明院殿への出仕を要請され、一旦は固辞したも

の、日野資明の説得に負けついに光厳王朝に出仕した話を置き、変転極まりない乱世に生きる公卿の処世を描く。続く(イ)「中堂常灯消之事」・(ロ)「相模入道田楽興盛之事」・(ハ)「相州好犬之事」・(ニ)「北条四郎時政参籠弁才天之事」の四章段は、いずれも北条一門滅亡の前兆としての意味を担う。特に(イ)の、後醍醐が挑げた叡山根本中堂の新常燈に山鳩が飛来し燈明を消し、その山鳩を醜が食い殺したという話は、未来記的性格が濃い。新潮古典集成が「高時を山鳩に、足利尊氏を醜になぞらえたと考えられることもできよう」と注するように、後醍醐を都から追放したのは高時、その高時を滅ぼしたのは尊氏という現実と重ね合わせて捉えることができる。更に(ロ)・(ハ)は北条高時が田楽・闘犬に溺れる様を描き、彼の個人的資質の劣悪さを伝えると共に、儒者刑部少輔仲範をして天王寺辺よりの動乱発生を占せしめる。そして(ニ)ではかつて北条時政が江の島弁才天から北条氏七代の栄華を約されたとし、九代に当たる高時には「亡ベキ時分到来シテ」既に冥助が尽きたことを記す。こうした北条氏滅亡の遠くないことを思わせる類話を積み重ねた上で、後醍醐方の残存勢力たる大塔宮の熊野・吉野潜行を叙し、巻六の楠正成の天王寺・赤坂合戦へと連接する。

玄玖本は巻頭に持明院統の栄華を記し、現実はともかくも、

何シカ當今泰公ノ人々ハ、皆一時ニ望ヲ達シテ門前市ヲ成シ、堂上花ノ如シ (一)280頁)

と慶賀の記事ではじめ、第三章段から世の乱れを予告する記事を重ねる。しかしその対象は専ら高時を中心とする北条一門で、持明院統については触れない。

これに対し天正本は、見たように巻頭から、しかも光厳王朝体制そのものを一種の政道批判の対象として俎上に上す。そして光厳体制を北条氏の傀儡と看做し、その前途の容易ならざることを予告する。換

言すれば天正本は玄玖本が描かなかつた持明院統の朝廷裏面史の暴露の性格を持つ。

6

さて、以上の天正本の膨大な異文が天正本編者の手に成るとはとうてい考え難く、何らかの依拠資料があつたものと推さねばなるまいのみならず、例えば

(8) 同廿五日御禊アリ、朝ノ程ハ雨ナリシガ及晩晴天也

(影印本(一)382頁相当)

(11) 丑刻計リニ宮司ノ行幸アリ、先行ノ大臣内官是ヲ勸ラル、先ツ浴殿ノ儀アリ、侍中師明是ヲ参勤ス

(影印本(一)383頁相当)

などに見る文体は公卿の漢文日記そのままである。特に(8)の例は天候を記したのみで、日次記を読み下したものだらう。ここで天候を詳述する必然性はなく、『太平記』の記述としては違和感を覚えるが、それはともかく、漢文日記か或いはそれに近い記録類を依拠資料の一つと想定することはさほど無理なことではない。

更に(3)・(10)・(20)はいずれも藤原北家流・五摂家の一つである九条家の忠教に関する記事で、(3)では忠教が孫覚尊の浮薄な言動を叱責したことを記し、(10)では忠教が孫道教を左大臣に推すために奉じた上表文を取り込み、そうした行為あるいは上表文の内容に対して「誠ニ哀レナリシ事也」と同情を寄せる。また(20)の忠教の死については

御齡之程ハ惜カルベキニ有ネドモ、加様ニ成セ給ヌル事ヨトテ世ニハ惜ノ申ケル

(影印本(一)388頁相当)

と哀惜し、その喪に際し孫の道教に著服の許しがなかったことについて、(20)では様々な先例を検討した上、

就中承元之例ニ准ゼバ(中略)旁御着服之事、其理ニ当ベキカト、有職ノ人々ハ面々ニカタムキ申サレケルトカヤ (影印本(一)391頁相当)

と当局の措置を非難する。いずれも九条忠教あるいはその身边に対して好意的な目を注ぐものと言えよう。

7

ここで少しく九条忠教の周辺についてみる。略系図を示す。

兼実(一四代略) — 忠教 — 師教 — 房実 — 道教
 |
 覚尊 — 孝覚

(『尊卑分脉』第一篇90頁)

このうち道教・孝覚は『分脉』の注記によれば「実者師教公子」だったらしい。そして道教の母は「兵部卿守良親王女」、守良親王は龜山院の皇子、後宇多院の弟で五辻宮と称した人物である。

ところでこの五辻宮と覚しき人物は『太平記』巻九「番馬自書之事」に姿を見せる。京を追われた六波羅軍が関東目指して落ち行くのを、山賊・溢者たちが近江路で待ち受ける。その時、彼らが大将と仰いだのが五辻宮であつた。

先帝第五宮ノ御遁世ノ躰ニテ伊吹ノ麓ニ忍テ御唾有ケルヲ大将ニ執立奉テ 錦ノ御旗ヲ差上テ、

(玄玖本(一)57頁)

古典大系などが注するように、傍線部は神田本の傍記・金勝院本・京大本の

いつじのひやうぶきやうしん王のみやをとりたてまつり、せんでいの五のみやとかうして (京大本)

が正しい。即ち道教の母方の祖父守良親王は光厳天皇の一行に弓を向けた人物ということになる。ともあれ、道教の母は大覚寺統につながる

る女性であり、彼の左大臣昇進に關東の承認が必要だったり、祖父の喪に著服の許しかなかったりしたその理由を、彼の出自に結びつけて考えてみるのは想像に過ぎないだろうか。⁽²⁶⁾

一方、師教男尊は興福寺別当などを歴任し、暦応元年(二三三)正月十一日、南都歡喜院にて高師冬・師泰らに捕えられ、十九日、淡路に配流、翌二年五月十五日、配所にて円寂。武家に捕われた事情はさだかでないものの、足利氏にとって不都合な人物であった故だろう。覚尊については正慶元年の時点での動向が今一つはつきりしないが、道教・覚尊ともに持明院統にとって好ましい人物であったとは推測できそうもない。天正本の異文がいずれも持明院統に批判的で九条家に好意的であることは、これら異文が九条家に何らかの係りを持つ者の記録などに拠るものであることを窺わせる。⁽²⁷⁾

8

天正本の異文が史実とどの程度重なるかという問題については、この時期『大日本史料』未刊のため正確は期し難いものの『史料綜覧卷五』などに徴するに大きな虚構はない。(1)・(2)・(8)の日付に小異あるが、させる問題ではない。数少ない第一次史料としての『花園院宸記』に比すると、(5)の改元評定について、嘉慶という案もあったこと、藤中納言実任が正慶の年号に反対したことは四月廿八日の条にあり、また『宸記』同日の裏書にある「改元定參仕公卿」の人名は天正本に一致する。

また、花園院は(1)・(2)・(4)等の大嘗会の違乱の一一を記さないが、『宸記』十一月十三日の条に次の如き感想を書きつける。

大祀無爲無事之條、天下大慶、一流之安堵也、大慶何事如之哉、就中今度諸國亡弊之上、依兵亂、段米等有名無實、及今月上旬、行事官等不可叶旨

度々申切了、然而種々沙汰無爲被遂行、併宗廟之助也、公私心勞無極、然而面々奉行不存公平、只有私曲、而依仁政無嚴密之沙汰、仍彌如此歟、而今此大祀無爲之條、眞實非天之冥助、爭被遂此大祀哉、向後運命猶有馮事也。
(増補史料大成234頁下)

違乱事や奉行の私曲はあったものの、ともかくも無爲無事に終了した。これは「宗廟之助」・「天之冥助」によるものだ、と。この認識は院の立場としては当然のものであろう。が、『宸記』に傍線の如く記すからには、実際には相当の不祥事が生じたものと想定出来、現に『宸記』はいつつかの不審事を書きとめる。天正本の記事が強ち荒唐無稽なものとは言えない。

天正本巻五の構想は巻二の場合に比べて把握し易く、既に述べた如く、背後に北条氏の力が在った光厳王朝体制の実態を明らかにすると共に、一種の政道批判を行ないつつ持明院体制崩壊の布石とする。これは、他本の持つ北条一門滅亡を予告する構想と相俟って、より強調されたあらゆる構想——北条氏||持明院統支配の崩壊という——を生む。

四、結 び

天正本の巻二と巻五はいささか様相を異にし、さしてまとまった結論を示し得るわけではないが、形だけでもまとめを付さねばなるまい。天正本が巻頭に古態本にない記事——それは歴史叙述に係るものが殆んどのだが——を補なう場合、全く構想と無関係に——例えば箇条書きのように——並べるわけではない。また、たとえ前後と違和を持つ記事であっても『太平記』中に組み込まれた時点で、その記事は『太平記』の構想の一端を担うものとして新たに生まれ変わる。これは天正本もまた『太平記』という作品の一伝本である以上、当然のこと

であるが、改めて確認しておきたい。

さて改訂の結果、天正本の構想はいかなる変化を生じたか。二つの傾向をあげておく。

。既にある記事と同種類の記事を付加、または集中して、古態本の持つ構想を一層敷衍・強化する傾向。

。古態本にない記事を増補し、新たな構想を生み出す傾向。

前者の例としては巻二の行幸記事・巻五の中堂常灯消滅に類する記事、後者の例としては巻五の持明院統の政道批判記事を挙げ得よう。

これら構想上の志向が、歴史的事実を補訂する傾向、あるいは編年体的意識に基づく記事順序の改訂の傾向と、どのように共存しているのかについては、他の巻々も含めて考察を及ぼす必要がある。いま、

一言だけ述べるならば、天正本の年時表記はそれを丹念に記す割には、その年号にさして重みがない場合がある——二の5で少し触れた——という現象には注意したい。年号の持つ意味よりも構想上の有意義性を重視するのである。

我々が「史実」と称しているものに対して持つ言わば近代的認識を、天正本あるいは「太平記」、 \llcorner 軍記物 \llcorner に、果たしてどの程度——限定付きにしても——適用出来るのか、という問題は大きな課題として残る。

注

- 1、西本願寺本という名称は高橋貞一編「義輝本太平記図」(昭和56年2月28日、勉誠社刊)所収の「解説」に拠る。「国書総目録」に龍谷大学附属図書館蔵とするもの。
- 2、この問題については拙稿「天正本太平記の性格」(「奈良大学紀要」7号、昭和53年12月)で少し触れた。

3、天正本に対する古態本としては玄玖本を用いる。引用は「玄玖本太平記」(勉誠社刊)に拠る。

4、天正本の類は天正本で代表させ、引用は写真に拠る。但し、高橋貞一編「義輝本太平記」(昭和56年2月28日、勉誠社刊)は巻二に天正本を収める(義輝本欠巻のため)のでその頁数を示す。また巻五は天正本の記事に相当する義輝本(影印)の頁数を示す。毛利家本・米沢本は写真に拠る。なお読点・濁点は私に付す。

5、後藤丹治「太平記原簿新考」(史學會編「本邦史學史論叢・上巻」所収、昭和14年5月14日、富山房刊)55頁・鈴木登美恵「佐々木道善をめぐる太平記の本文異同——天正本の類の増補改訂の立場について——」(「軍記と語り物」2号、昭和39年12月)6頁。

6、神田本は傍線部を「別當資明卿」とする(汲古書院影印本、上47頁)。

また「増鑑」も見るように「資明」とするが、大系本の凡例によれば「資明」という表記は諸本校合中に小書してあるもので注記かと思われる。「公卿補任」元亨三年「補任」は行幸のあった正中元年を欠くので前年を見る)の条によれば、この時点で左兵衛督であるのは資朝であり(第二篇496頁上)、天正本の記述が正しい。神田本は巻一末尾に資朝佐渡配流記事があるのを勘案して弟の資明に改めたか。

7、経忠の行装については注5の後藤丹治論文が触れるので略した。

8、鈴木登美恵「天正本太平記の考察」(「中世文学」12号、昭和42年5月)34頁。

9、「参考太平記」は續群書類従完成會大洋社の刊本(昭和18年10月20日)に拠る。

10、新校群書類従巻第三十八。

11、「行幸記」は國夏の歌として「契あれば此山もみつ」・「つたへこし道の山間に」・「山のはの木ずゑをみこす」の三首を伝えるが、天正本・毛利家本はこのうちの二番目を除いた二首をのせる。

12、新訂増補國史大系第十三巻、492・493。

- 13、続群書類従完成会刊本、(一)308頁。
- 14、新校本358・359頁。
- 15、荒木良雄「太平記の成立と恵珍上人」(『国語と国文学』10巻3号、昭和8年3月)287頁。
- 16、長谷川端「太平記の成立と作者」(『中京大学文学部紀要』13巻1号、昭和53年6月)52頁。
- 17、毛利家本にはこの種の改訂時の不手際がまま見られる。
- 18、義輝本は整った小字体のため約六丁半。
- 19、元弘二年六月六日妻書、六月八日など。
- 20、例えば巻二十六「持明院殿御即位之事」(玄玖本四八頁)。
- 21、天正本はこの章段を

猿程三年号改元ヨリ以来都鄙之間ニ不思議之事トモ多ケリ

(影印本(一)375頁相当)

と始める。玄玖本が傍線部を「其比」と曖昧な表現をとるのに対し、天正本は光厳天皇の正慶改元後、以下の事件が連続したことを強調する。その諸事件とは、

- 。嵯峨釈迦堂の眉間から放光あり、三十余日に及び、古老が吉兆に非ずと占す。
- 。日吉社頭の十禪師の前にて鶯が猿の食物を奪う。
- 。二の宮の階から十禪師まで羽蟻が群集す。
- 。千歳社の前で猿(義輝本は猪)が猿を食い殺す。
- 。三の宮の神殿より光物飛び、神殿鳴動す。
- 。これらは只事に非ずとて、大衆、法華八講を行なう。

(影印本(一)375・376頁相当)

日吉社にからむ不吉な事象を積み重ね不安を醸成した上で、天正本は常灯消滅という決定的な事件を置く。右の諸々の事象が史実か否かは問題外で、この構成は世の乱れを予告するにすぐれて効果的かつ意識的である。更に天正本の結びは

カクテハ世中安カラジ如何トゾ有レ才人ハ歎キケル

(影印本(一)378頁相当)

と読み取るべき方向を示唆する。読者に解釈をゆだねるのでなく、自ら構想の意図する所を説明してしまう——特に章段の末尾で——のも天正本の一特徴である。

- 22、「太平記一」(昭和52年11月10日、新潮社刊)212頁。
- 23、影印本上294頁。
- 24、写真による。
- 25、但し、「尊卑分脈」「龜山源氏」の項(第三篇375頁)に見える守良親王には「正慶元一薨」と付記、頭注に「正慶元一薨、恐據増鏡太平記有誤」とある。なお五辻宮については平泉澄「史上に湮滅せし五辻宮」(『我が歴史観』所収)が詳しい由(鈴木登美恵・長谷川端「太平記」昭和55年6月1日、尚学図書刊、113頁)だが未見。
- 26、しかし道教はその後、北朝関白にまで昇進、貞和五年(一三四九)七月六日、三十五歳で薨じている。
- 27、「大日本史料」第六編之四、689頁。
- 28、このことが旧稿「天正本太平記成立試論」(『国語と国文学』53巻3号、昭和51年3月)で触れた天正本の成立圏を二条良基・佐々木道誓周辺に求める考えと、どう結びつくのか、今は不明である。ただ上層公家に関する情報を入手し得る立場であるという点で矛盾はない。
- 29、注8の論文。

(付記)

諸本の閲覧に御高配を賜った各地の図書館・文庫に対し深謝申し上げる。なお「史料綜覧巻五」を見る限りにおいては、小稿の二で扱った正慶改元の諸記事の依拠資料を『大日本史料』第五編の未刊分の中に検出可能とは予想

し難い。が、それはともかく、『史料稿本』（東京大学史料編纂所）未見という怠慢は許されるはずはなく、深く恥する次第である。今後の補訂を期したい。

（一九八一年九月三十日）

On the Opening Pages of “Tenshobon-Taiheiki”

Shigeyuki NAGASAKA

Summary

This paper is on the opening pages of “Tenshōbon-Taiheiki”, the pages of which are not found in any other.